

介護保険からのお知らせ 福祉用具の貸し出しの一部変更について

10月1日より、以下の福祉用具貸与（貸し出し）に一部変更が行われます。

- 車いすおよび車いす付属品
- 特殊寝台（介護ベッド）および特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具および体位変換器
- 認知症老人徘徊（はいかい）感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）

介護保険の要支援・要介護認定を受けている場合は、介護保険給付のひとつとして福祉用具貸与（貸し出し）を受けることができますが、本年4月1日の介護保険制度改正により、**上記の種目について要支援1、要支援2および要介護1の人は、状態によって10月1日より介護給付での利用ができないことがありますので注意してください。**（※介護給付での利用ができない場合でも、自己負担での利用継続は可能です。）

介護保険制度改正は平成18年4月1日より施行されていますが、上記の福祉用具貸与については本年4月1日以前からの利用者のみ経過措置として、9月30日まで利用期限が延長されていました。

■問合せ先 介護福祉課介護保険係 ☎（内線291、294）

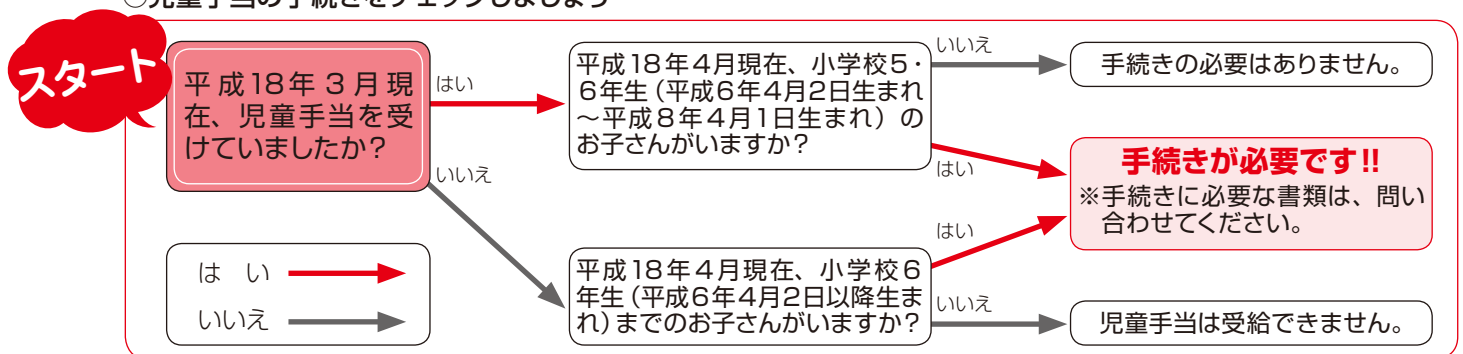
新たに「児童手当」を受給されるみなさんへ 9月30日までに手続きを

○制度拡充の中身

広報五條5月号でお知らせした通り、本年4月1日から児童手当制度が拡充され、これまで小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までだった「児童手当の支給対象年齢」が、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までとなり、併せて所得制限額が引き上げられました。

対象者でまだ手続きを済ませていない場合は次の図で確認し、該当する場合は、9月30日（土）までに手続きを行ってください。

○児童手当の手続きをチェックしましょう



○9月30日（土）までに申請してください

新たに、児童手当を受ける児童の保護者については、認定請求等の手続きが必要です。制度拡充に伴う申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給対象となります。ただし、所得制限により手当が支給されない場合があります。

※公務員の場合は勤務先に申請してください。

■申請・問合せ先

- 児童福祉課 ☎（内線366）
- 西吉野支所 厚生課 ☎（内線18）
- 大塔支所 住民厚生課 ☎（内線41）